

非常勤の行政委員会委員の報酬額及び順位一覧（明石市）

平成25年8月1日現在

行政委員会委員名	支給区分	支給額	順位		勤務1回当たり 支給額	順位	
			県下29市	特例40市		県下29市	特例40市
監査委員（識見者選出）	月額	257,000	2	1	96,375	3	2
監査委員（議員選出）	月額	65,000	3	3	26,897	4	5
教育委員会（委員長）	月額	257,000	2	1	53,172	2	3
教育委員会（委員）	月額	195,000	2	1	44,402	5	3
選挙管理委員会（委員長）	月額	128,100	6	1	29,004	5	6
選挙管理委員会（委員）	月額	104,400	2	1	40,413	4	3
農業委員会（会長）	月額	65,200	4	15	16,647	9	13
農業委員会（委員）	月額	47,600	4	9	19,697	15	12
公平委員会（委員長）	月額	53,000	5	3	79,500	1	3
公平委員会（委員）	月額	44,200	5	1	81,600	1	2
固定資産評価審査委員会（委員長）	日額	17,100	6	5	17,100	6	5
固定資産評価審査委員会（委員）	日額	15,700	3	5	15,700	3	6

明石市特別職の給与及び議員の報酬の改定状況

(単位：円)

適用年月日	市長	副市長	収入役	教育長	公営企業管理者	常勤監査委員	議長	副議長	議員	退職手当支給率	答申日
S38.12.1	140,000	120,000	100,000	/	110,000	51,000	80,000	70,000	60,000	一般職と同じ	-
S43.4.1	250,000	220,000	180,000	/	170,000	80,000	150,000	130,000	100,000	"	S42.8.10
S47.1.1	300,000	250,000	210,000	/	200,000	110,000	180,000	160,000	140,000	"	S46.11.27
S48.12.1	430,000	350,000	285,000	/	270,000	170,000	250,000	225,000	200,000	"	S48.11.6
S50.12.1	550,000	450,000	365,000	/	365,000	225,000	320,000	290,000	260,000	"	S51.2.12
S52.12.1	630,000	520,000	420,000	/	/	280,000	370,000	335,000	300,000	"	S53.2.2
S54.12.1	700,000	575,000	470,000	/	/	300,000	450,000	410,000	370,000	市長25/100、助役20/100、収入役15/100、常勤監査10/100	S55.1.30
S57.6.1	769,000	632,000	517,000	517,000	/	330,000	495,000	451,000	407,000	"	S57.2.19
S59.4.1	800,000	660,000	540,000	540,000	/	345,000	517,000	471,000	425,000	"	S59.2.17
S61.4.1	907,000	748,000	612,000	612,000	/	391,000	586,000	534,000	482,000	"	S61.2.20
S63.4.1	990,000	817,000	669,000	669,000	/	427,000	640,000	584,000	527,000	"	S63.2.16
H2.4.1	1,089,000	899,000	736,000	736,000	/	/	705,000	643,000	580,000	"	H2.2.10
H4.4.1	1,198,000	989,000	810,000	810,000	(H5.5~)	583,000	776,000	707,000	638,000	市長44/100、助役27/100、収入役24/100	H4.2.4
H6.4.1	1,231,000	1,016,000	832,000	832,000	/	599,000	798,000	727,000	656,000	"	H6.2.7
(改定見送り)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	H8.7.11
(改定見送り)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	H12.5.23
H21.4.1	1,137,000	939,000		769,000	714,000	554,000	765,000	697,000	629,000	市長41/100、副市長25/100、教育長22/100、管理者20/100、常勤監査18.5/100	H20.11.13
H23.7.1	1,137,000 (給与カット後 795,900)	"		"	"	"	"	"	"	"	
H24.4.1	1,084,000 (給与カット後 756,800)	895,000		733,000	681,000	528,000	732,000	667,000	602,000	"	H24.2.28
H24.10.1	"	895,000 (給与カット後 751,800)		"	"	"	"	"	"	"	

非常勤の行政委員会委員の報酬額改定経緯

1 非常勤の行政委員会委員の報酬額の改定経緯

職名	改定年月日	昭和59年4月1日		昭和61年4月1日		昭和62年4月1日		平成4年4月1日		報酬額(現行) 平成6年4月1日※	
		支給額	改定率	支給額	改定率	支給額	改定率	支給額	改定率	支給額	改定率
監査委員	月額	157,000円	13.38%	178,000円	8.99%	194,000円	10.31%	214,000円	16.82%	257,000円	2.80%
	月額	46,000円	13.04%	52,000円	9.62%	57,000円	10.53%	63,000円	9.52%	65,000円	-5.80%
教育委員会	月額	157,200円	13.23%	178,000円	8.99%	194,000円	10.31%	214,000円	16.82%	257,000円	2.80%
	月額	122,700円	13.28%	139,000円	9.35%	152,000円	10.53%	168,000円	13.10%	195,000円	2.63%
選挙管理委員会	月額	83,500円	13.41%	94,700円	8.76%	103,000円	10.10%	113,400円	9.96%	128,100円	2.73%
	月額	67,700円	13.44%	76,800円	9.24%	83,900円	10.13%	92,400円	9.96%	104,400円	2.76%
農業委員会	月額	42,400円	13.21%	48,000円	9.17%	52,400円	10.11%	57,700円	10.05%	65,200円	2.68%
	月額	30,800円	13.64%	35,000円	9.14%	38,200円	10.21%	42,100円	9.98%	47,600円	2.81%
公平委員会	月額	34,400円	13.37%	39,000円	9.23%	42,600円	10.09%	46,900円	10.02%	53,000円	2.71%
	月額	28,700円	13.24%	32,500円	9.23%	35,500円	10.14%	39,100円	9.97%	44,200円	2.79%
固定資産評価 審査委員会	日額	11,000円	13.64%	12,500円	9.60%	13,700円	10.22%	15,100円	9.93%	17,100円	3.01%
	日額	10,100円	13.86%	11,500円	9.57%	12,600円	10.32%	13,900円	10.07%	15,700円	2.61%

※議員選出の監査委員の報酬月額については、現在、副議長に対して加算する議員の報酬月額に準じて改定しているため、現行額は平成24年4月1日改定

常勤の特別職の報酬月額等の改定率	昭和60年度審議会		昭和61年度審議会		平成元年度審議会		平成3年度審議会		平成5年度審議会	
	13.40%	9.22%	10.17%	10.08%	2.75%					

2 改定の状況

非常勤の行政委員会委員の報酬額の改定については、常勤の特別職の報酬額の改定率を参考にして、改定を行ってまいりました。

平成23年12月16日(金) 毎日新聞

行政委員月額制は適法

最高裁 住民側が逆転敗訴

自治体が非常勤の行政委員に払う報酬をめぐり、実際の勤務日数にかかわらず月ごとに一定額を支給するのが違法かどうか争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷(横田尤等裁判長)は15日、「報酬を決める裁量権は自治体議会にあり、月額制でも適法だ」とする初めての判断を示した。これにより、違法と主張して提訴した住民側の敗訴が確定した。

第一小法廷は、「勤務日数に応じて支給し、条例で例外規定を設けられる」とする地方自治法には「例外を設ける具体的な条件が規定されていない」と指摘。これを踏まえ、滋賀県の

ケースを検討。選挙管理委員に「一定の専門性が求められ、緊急対応も必要。勤務日数だけでは評価できない」として、月額制でも適法と結論づけ、住民側の請求を棄却した。労働、任用両委員については4月から月額制に改められたため、「訴えの利益がない」と却下した。裁判官5人も一致の意見。

自治体の行政委員の報酬は、こうした訴訟や住民の批判を受け、全国的に月額制から日額制に見直される動きが加速。見直しを検討している自治体に影響を与える可能性がもたらされた。

訴訟は、滋賀県の住民が、選挙管理委員、労働委員、任用委員の報酬を月額約20万円と定めた県の条例について「勤務は月々5日程度しかなく、違法だ」と指摘し、県に支出の差し止めを求めたもの。一審・大津地裁、二審・大阪高裁はいずれも違法と認め、住民側の勝訴となった。

非常勤月額報酬は適法

最高裁初判断 滋賀県、逆転勝訴

の訴えは却下した。選挙管理委員の報酬は月額20万円前後で、勤務実態は月1回の定例会や県議会への出席など。滋賀県の嘉田由紀子知事は「県の主張が認められた妥当な結果。行政委員会の非常勤委員の報酬は、労働、収入委員会の報酬を月額に改めるなど4月から見直した。今後適正な報酬となるよう努めていく」との談話を出した。吉原弁護士は「憲法判断を回避して形式的な判断をした不当判決だ。ただ行政は条例を改正しており、訴訟が二石を投じた」としている。

選挙管理委員など自治体の非常勤行政委員に、勤務日数に関係なく月額報酬を支払うことの違法性が争われた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷(横田尤孝裁判長)は15日、「非常勤職員への支払い方法は、自治体の事情を知る議会の裁量権に委ねられている」として適法との初判断を示した。その上で月額報酬の支払い差し止めを認めた2審・大阪高裁判決(10年4月)を破棄し、原告の請求を棄却した。

滋賀県が条例で労働、収入、選挙管理の各委員を月額報酬としていたことに、同県の吉原検弁護士が差し止めを求めていた。1審は勤務実態が常勤と異ならない場合のみ例外を定めることができるとし、差し止めを認め、2審も選挙管理委員への支出を除き1審を維持した。地方自治法は、非常勤行政委員への報酬を勤務日数に応じて支給すると定める一方、自治体が条例で違う規定を定めた場合は例外としている。小法廷は「条例が違法かは、非常勤職員の職務の性質などから議会の裁量権の範囲を越えてくるか判断すべきだ」と指摘。滋賀県の場合は裁量権の範囲を超えないとした。

市教委、選管、監査の各委員

特例40市で報酬トップ

市の非常勤特別職として任命される教育委員会委員、選挙管理委員会委員、監査委員(識見者選出)の報酬が、人口20万人以上の特例市40市でいずれもトップとなっていることが、市の調査で分かった。これらの報酬について、20年近くにわたって改定していなかった市は、「3冠」の汚名返上に向けて昇値の検討を始めた。

(森本尚樹)

「3冠」返上へ見直し検討

教育、選挙、監査の各「冠」が設置する行政委員会。委員会は、いずれも市一委員は非常勤で、報酬

教育委員			選挙委員			監査委員(識見者選出)		
順位	市名	報酬月額	順位	市名	報酬月額	順位	市名	報酬月額
1	明石市	195,000	1	明石市	104,400	1	明石市	257,000
	吹田市	195,000	2	山形市	68,000	2	山形市	252,000
3	枚方市	170,000	3	松本市	65,200	3	枚方市	233,500
4	宝塚市	167,400						
			16	宝塚市	45,000	19	宝塚市	132,800
25	加古川市	77,000	22	加古川市	43,000	23	加古川市	129,000
38	春日井市	45,500	37	太田市	21,000	39	鳥取市	74,000

※明石市調べ、年額、日額で報酬を定めている市は順位から除いているため、最下位の順位が異なる

が月額で定められていた。市が3委員の報酬を特例市と比較したところ、教育委員の報酬は月額19万5千円で、大阪府吹田市と並びトップ。教育委員長は25万7千円で最高だった。

選挙委員は月額10万4千円で、2位の山形市(6万8千円)に大差をつけた。選挙委員も12万8千円、1位だった。

監査は、有識者から選ばれた委員が25万7千円で首位だったが、議員選出の委員は本年度から6万5千円に減額され、3

位だった。県内自治体では、これら3委員の報酬は、いずれも神戸市に次ぐ2位だった。

教育委員の異動日数は年間約50日、選挙委員は約30日、監査委員は約40日程度とされるが、各事務局は「在任で資料を読み込んでもらう負担もあるし、責任も大きい」と説明する。

その他の行政委員会委員

員の報酬は、農業委員会委員1月額4万7600円(特例市10位)▽公平委員会委員1向4万4200円(同2位)▽固定資産評価審査委員会委員1日額1万5700円(同3位)だった。

市長ら非常勤特別職の報酬は特別職報酬等審議会(報酬等)で議論され、その報告を踏まえて改定されるが、非常勤特別職の報酬は対象外で、1996年度に改定されたままだ。

市人事課は「市長ら非常勤特別職の報酬が注目された一方で、非常勤の報酬は改定の機運が高まらなかったと話している。

